

令和2年6月教育委員会定例会 会議議事録

- 1 招集年月日 令和2年6月25日（木）午前10時
- 2 招集場所 第3委員会室
- 3 出席者
教育長 大場 健 哉
教育長職務代理者 高 橋 明 子
二番委員 荒 明 美恵子
三番委員 大 森 佳 彦
四番委員 遠 藤 一 幸
- 4 出席職員
教育部長 江 花 一 治
教育総務課長 大 瀧 浩 信
学校教育課長 武 藤 幸 意
生涯学習課長 植 村 泰 徳
文化課長 松 崎 裕 美
中央公民館長 栗 城 由 紀
学校教育課主幹 小荒井 浩
教育総務課長補佐 安 藤 茂
学校教育課長補佐 油 井 弘 美
生涯学習課長補佐 高 橋 淳
文化課長補佐 鈴 木 美智子
文化課長補佐 山 中 雄 志
中央公民館長補佐 塚 原 優 郁
- 5 閉 会 午前11時30分

教育長 おはようございます。定刻よりも若干早いんですが、皆さんおそろいですので始めてまいりたいと思います。

 ただいまより令和2年の6月の教育員会定例会を始めたいと思います。

 開始の時刻であります、午前10時ということでお願いいたします。

 会期の決定についてお諮りいたします。会期につきましては本日1日ということでよろしいでしょうか。

 ＜異議なしの声あり＞

教育長 では、異議なしということですので、会期については本日1日といたします。

 続いて、書記の指名に移りますが、書記については教育総務課の課長補佐安藤さんをお願いしたいと思うんですが、よろしいですか。

 ＜異議なしの声あり＞

教育長 では、異議なしということですので、教育総務課の課長補佐安藤さんに書記をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

 続いて、4番の会議録の承認に移ります。お手元に令和2年4月と5月の教育委員会の会議録があると思うんですが、その内容等について、加除訂正等も含め何かご意見等ありましたらお願いいたします。

荒明委員 5月のでもよろしいですか。（「どちらからでも」の声あり）

 では、5月の会議議事録の24ページ。一番下の私の発言の中で、3月4日以降の空白の部分を、1学期の4月30日までというところ、ここは7月31日。4月30日では何か変だなと。空白の部分を、そこまである程度カリキュラムを頑張ってこなすようにということだから、1学期間のことだから、（「1学期間という意味だね」の声あり）だから7月31日ではないかなと。（「分かりました」の声あり）何か私も何を言ったか分からないんですが、これを読むと7月31日が適当かなと。それで訂正をお願いいたします。

教育長 内容等については1学期中にということなので、（「そういうことですよね」の声あり）4月30日を7月31日と。（「訂正お願いします」の声あり）よろしいですか。

教育総務課長 そのように訂正させていただきます。（「お願いします」の声あり）

教育長 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。
 <なしの声あり>

教育長 では、特になしということですので、この会議録についてはお手元にあるように4月、5月分、このような形で整理することによってよろしくお願いいたします。
 続いて、報告事項に移ります。
 最初に、事務局からこの部分について何か加筆訂正等あったらお願いいたします。

教育総務課長 それでは、行事等報告をさせていただいてよろしいですか。すみません、中で訂正させていただきます。（「お願いします」の声あり）
 では、行事等報告させていただきます。
 1ページをお開き願います。
 前回5月の定例会の開催日の5月14日から昨日までの行事等を記載させていただいておりますけれども、今回4件記載させていただいたところですが、昨日1件、文化財保護審議会というものがございましたので、追加をお願いしたいと思います。月日が6月24日で、曜日が水曜日、時間が13時30分。行事名としまして、文化財保護審議会。開催場所が第1会議室でございます。担当課名が文化課。出席者が教育長と文化課長でございます。
 以上、1件追加ということで5件になりましたので、日時、行事名等ほかにつきましては省略させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
 説明は以上でございます。

教育長 それでは、ただいま事務局のほうから行事等の報告、1件、昨日の6月24日分の文化財保護審議会の部分が付け足されましたが、このことについて委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。よろしいですか。
 <異議なしの声あり>

教育長 では、特に異議がないということですので、行事等の報告についてはこの程度といたします。
 続きまして、教育長の報告ということですが、私からは特にはないのですが、よろしいですか。
 <はいの声あり>

教育長 では、6番の審議事項に入りたいと思います。
 議案が第9号から第14号までございますが、内容に入ります前に、事務局より加筆訂正等ありましたらお願いいたします。

教育総務課長

1 件修正をお願いしたい点がございますので、お願いいたします。

議案第11号ですので、5 ページをお開き願いたいと思います。

議案第11号の中の文言が、一番下の行でございまして、「塩川小学校学校の運営」となっておりますが、塩川小学校の後に平仮名の「の」。「学校の」の「の」は削除していただきまして、流れとしましては、「塩川小学校の学校運営協議会委員を」という流れになります。ちょっと「の」の位置がずれておりましたので、修正方をお願いしたいと思います。

あと、議案第14号につきましては本日配付になってしまいましたこと、大変申し訳ございませんでした。

以上でございます。

教育長

では、今の修正箇所、よろしいでしょうか。

<はいの声あり>

教育長

それでは、議案第9号を取り上げたいと思います。喜多方市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則についてということで、まず事務局より説明を求めます。

学校教育課長

それでは、議案第9号につきまして、資料の2ページをご覧くださいと思います。

議案第9号喜多方市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則についてであります。

喜多方市立小学校及び中学校管理規則（平成18年喜多方市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正しようとするものであります。

第11条ということで、その後に記載してございますが、次ページの3 ページをお開きいただきたいと思いますけれども、規則の中の第11条に休業日という項目がございます。こちらについては、これまで「学校の休業日は、法令に定めるものを除くほか、次のとおりとする。」という記載がございまして、（1）から（4）まで休業日等の記載となっております。略となっておりますが、（1）は学年初めの休業日、4月1日から4月5日まで。夏季休業日として7月21日から8月24日まで。（3）、（4）は冬季休業日、学年末休業日の記載でございます。ここの部分の規則の内容につきましてただし書きを付け加えるということで、2 ページに戻っていただきますが、第1条第1項に次のただし書きを加えるということで、「ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。」という部分を付け

加えたいと考えているものでございます。

この規則は、公布の日から施行するということで、6月25日提出ということで、今回、議案としてご提出したものでございます。

提案理由としましては、教育委員会が特に必要があると認めるときは、市内小学校及び中学校の休業日を変更することができる規定を設けようとするものでございます。

以上でございます。

教育長

ありがとうございます。

ただいま説明がありましたが、この内容等につきましてご意見、ご質問等あったらお願いいたします。

高橋委員

質問です。この規定を設けることについてはいいんですけれども、こういったことを決める際には事前に学校側ともいろいろ話し合いをして決められていると思うんですが、そういったことが保護者の方にもちゃんと伝わっているのかなというのがちょっと疑問なので、決める際にはやっぱり丁寧な説明というのが必要ではないかと思いますので、その辺はどうなっているんでしょうか。お願いいたします。

学校教育課長

今回のこの改正につきましては次の議案第10号に関わってくるものでございますが、その10号の内容については後ほどご説明いたしますけれども、コロナの影響による休業日の変更というものを後ほどご提案したいわけなんですけれども、それを行うことに際しまして、今回その教育委員会規則のほうがもう休業日が全て現在決まっているという、日にちがしっかり規則に記載されているという部分でございます。内容については、これまでは校長が求めた場合には変更できるという部分もこの後の条項に入っているわけなんですけれども、教育委員会が必要と認めるときはというところで今回は休業日を設けることができる規定に変更したいとしているところでございますが、先ほどのご質問に関しましてはこの後の議案のところでご説明したいと思います。よろしく申し上げます。

教育長

よろしいですか。（「はい」の声あり）

では、ほかにごございますでしょうか。

<なしの声あり>

教育長

では、議案第9号の内容等につきましては、先ほどの説明があったわけなんですけど、特にご異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長

では、特に異議なしということでございますので、議案第9号

喜多方市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決することといたします。

続きまして、議案第10号令和2年度喜多方市立小学校及び中学校の夏季休業日変更についてを取り上げます。事務局より説明をお願いいたします。

学校教育課長

それでは、資料の4ページをご覧くださいと思います。

議案第10号についてでございます。令和2年度喜多方市立小学校及び中学校の夏季休業日変更についてであります。先ほど改定についてご承認いただきました内容の喜多方市立小学校及び中学校管理規則（平成18年喜多方市教育委員会規則第9号）の第11条第1項のただし書きの規定に基づきまして、同項第2号に規定する夏季休業日を8月1日から8月24日に変更するというところで議案として提出したいものでございます。

本日の提出ということを考えておりました。

提案理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年4月23日から5月15日までの間、市立小学校及び中学校において教育活動を休業しておりましたが、その休業に伴う授業時間数の確保のため、夏季休業日を変更し、1学期を延長する形になりますけれども、授業時数として確保するということに持っていきたいため、休業日を、少し短くなる形になりますけれども、8月1日から8月24日に変更するというところでご提案させていただくものでございます。

教育長

ありがとうございました。

ただいまの内容等につきましてご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

学校教育課長

補足で説明させていただきますが、先ほどの高橋委員からのご質問の中身にも関わるわけなんですけれども、学校再開に当たりまして、連休明けになりますけれども5月11日に、学校のほうには土曜授業の実施と夏休みの短縮ということで新たに教育計画を再編して授業時数の確保等に努めるようにしていきたいということで通知させていただきました。ただし、夏休みの短縮につきましては本日の教育委員会での承認を得なければ正式な決定はできないということも伝えてありましたので、そういう予定ということで学校のほうに通知しましたので、その部分については保護者にも伝わっていて、1週間程度ということで保護者にも伝わっていた部分でございます。それに関して保護者のほうからご意見があったというところは学校からの報告はいただいております。

ませんので、周知についてはおおむね1週間程度ということで終わっているという部分でございますが、本日承認いただきましたならば、正式にこの日程で夏季休業を本年度制定するということで学校から保護者のほうにはお知らせしたいと考えているところでございます。そのため、保護者からの直接的なご意見は頂戴していないところでありますが、そういうふうにはこちらとしては認識しているところでございます。

教育長

なお、今回この土曜授業も含めてそうなのですが、教育委員会から一方的に決めたというのではなくて、事前に、今課長が話した中身を決定する以前に、校長会の代表の方々等々話し合いを含めて経過があつて決めたことであります。校長会等のほうからも了解を得ている中身ではありました。

今、ちょっと補足しましたが、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。よろしいですか。では、異議なしということでよろしいでしょうか。

<異議なしの声あり>

教育長

それでは、異議なしということでありますので、議案第10号令和2年度喜多方市立小学校及び中学校の夏季休業日の変更については、原案のとおり可決することといたします。

続いて、議案第11号を取り上げます。議案第11号学校運営協議会委員の委嘱についてであります。それでは、事務局より説明をお願いします。

学校教育課長

続いて、議案第11号についてご説明させていただきますので、まずは5ページをご覧くださいと思います。

学校運営協議会委員の委嘱についてであります。喜多方市学校運営協議会モデル事業実施要項第5条第2項の規定に基づき、喜多方市立第一小学校、喜多方市立第二小学校、喜多方市立関柴小学校、喜多方市立堂島小学校及び喜多方市立塩川小学校の学校運営協議会委員を下記のとおり委嘱したいと考えておるところでございます。

候補者については次ページ、6ページ、7ページ、8ページ、9ページ、10ページに記載されてございます方々に委嘱したいと考えておまして、委嘱日については令和2年7月1日から2年間ということで、令和4年7月30日までというところで任期を定めたいと考えているところでございます。

提案理由といたしましては、昨年度から喜多方市学校運営協議会モデル事業ということで実施しているところでございますが、

本年度新たに実施校が増えるというところで委員を新たに委嘱したいとしたものでございますので、提案させていただいたところでございます。

所属機関、役職等については、候補者のお名前の記載の6ページから10ページのところに記載されている方々ということでございます。

以上でございます。

教育長

ありがとうございます。

それでは、今説明がありましたが、この内容等につきましてご意見、ご質問等あったらお願いいたします。

なお、このコミュニティ・スクールですが、結局、昨年度は一小さんと塩川小学校さんの2校であったという。そこに、今年度は二小さんと関柴小さんと堂島小さんが加わって5校になるというふうになります。よろしいでしょうか。では、ご異議ございませんか。

高橋委員

高橋です。

この委員の方たちに異議はないのですが、やっぱり協議会の委員の方の中にその地域と結びついている方というのがどのくらいいるかなというのをちょっと見ていったんですが、学校によってちょっとばらつきがあるような感じがしまして、質問なんです、学校ごとにこの候補者というのは校長先生のお考えで上がってきているということで、以前もお伺いしたかと思うんですが、そういうことでよろしかったでしょうか。

学校教育課長

今のご質問にお答えいたしますが、委員のご指摘のとおりなんですけれども、各学校の学校運営協議会委員の候補者につきましては、校長の推薦のもとに教育委員会で委嘱するというところで準備を進めているところでございます。

学校によってそれぞれ1号から4号までの区分がございます。

(1) 1号委員は保護者、2号委員が地域住民、3号委員が学識経験者、4号委員がその他教育委員会が必要と認める者という区分はございますけれども、それぞれ各学校において、学校への辛口の応援団というような形で委員として委嘱したいという方を推薦していただいているところでございます。地域限定している部分もあったり、またもう少し広い地域からということをお願いしているところもございますので、そちらは委嘱を予定されている方と校長のほうで詰めていただいたというところでの人選になったと認識しております。

教育長

よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

この委員の方については、今高橋委員からあったように、学校によって若干違うというか、地元の人だけでないところも入っているわけなんです。ただこの学校運営協議会制度、コミュニティ・スクールについては、基本的なものが地域とともにある学校という部分があります。いわゆる子供の教育に関わって、学校だけ独りで奮闘するのではなくて、学校と保護者と地域がそれぞれが連携というか、一体化して同じ共通目標の下に子供たちの成長を手助けしようという大きな意味合いがあります。そういった活動の中でいろいろ、今辛口の意見というあれがありましたが、熟議という本当に、単なる会議、それよりはもっと深まったいろいろな話を繰り返し行いながら、子供たちの成長を手助けしていこうという部分での選定でありますので、その辺をご理解いただきながら、この委員についてご了解いただければと思います。

では、ご異議ございませんでしょうか。

荒明委員

この学校運営協議会委員は校長先生の推薦であがってきているというお話だったのですが、それぞれの各学校の候補者を見ると、人数が少ないところは9名、多いところで15名というふうにはばらつきがあるんですが、この委員を決めるに当たって、候補者をあげてもらうに当たって、1号は何名とか、2号は何名とか、そういう決まりというか規定は特になのでしょうか。

学校教育課長

協議会の委員の数につきましては、実施要項におきまして15名以内と記載してございます。そのそれぞれの区分の人数割りというものは定めてはおりませんので、この4つの区分で委員の方々に委嘱するという形になっております。

人数の違いにつきましては、当初15名で委嘱候補者を挙げてくださいということをお願いをしたところでありますけれども、今年度から始まるところの第二小学校、それから関柴小学校、堂島小学校については今年度からなんですけれども、二小と関柴につきましてはモデル事業として今年度からやっていくというところで、今のところの人選としてはこのメンバーでやっていきたいというベストなメンバーだということ、これ以上意図的に増やすのもどうかということも校長からの話があったものですから、試行的に実施するということでもありますので、本来は15名までそろえたかったところでもありますけれども、まずはこの人数でやってみるということで了解しているところでございます。

教育長
荒明委員

よろしいですか。

分かりましたが、例えば第4号の方が1名のところもあったり、第4号の方が半数以上あったりとか、内容的にすごく学校によって差があるなと思ったものですから、何かバランス的なものがある程度そろっていたほうがいいのかと個人的にちょっと思ったものですから。分かりました。

教育長

その1号委員から4号委員までの数については、先ほど課長からあったように特に設けていないんですけれども、全体で15名までとするということで、15名以内であればということなんです。それで、何よりも先ほど言ったようなコミュニティ・スクールの目的が達成される、それに近い、近いというかそれに近づけるための委員でもありますので、1号から何人かというそのバランスという部分については特にこちらとしては考えない。学校の主体性にその辺はお任せして、ただし、狙いは到達できるようにしてねという感じなんですね。だから、そういう形での委員の選定であって、もう一つはあとモデル的なことでの出発でありますので、やれるところからやっていこうよ。このコミュニティ・スクールというのは、最初から形式ばってやってしまうと失敗している例がほとんどなので、そうでなくて、足元から、できるところから始めようという形で始めていますので、このような委員の数のばらつきにもなっているというふうになっています。

高橋委員

高橋です。

学校によってやはりちょっと個性のようなものが感じられると思うんですが、「(「あります」の声あり) 校長先生のお考えとその学校をどのようにしていきたいかという地域の方の考えでこれからもっとどんどん個性が出てきて、そして探っていくというのがモデル事業なのかなと思うんですが、「(「そうですね」の声あり) 例えばですけれども、その校長先生が替わられたときに、その方針がまたがらりと変わることも必要なかどうか、ちょっと私には分からないんですが、地域の方にとってはそれはやはりあまり変わらないでやっていきたいと考えられると思うので、その辺の地域全体としての考えというのがやはり優先、優先という言い方はおかしいですが、先にきちんとしたものを探っていっていただきたいなと思います。これは要望でございます。

学校教育課長

先ほどの教育長の学校運営協議会の説明の補足という形にもなりますが、今委員おっしゃられたように、校長が変わるたびに地域とのつながりなどやっていく内容等が変わるではないシス

テムというふうに子どもも理解しておりますので、校長が替わっても地域との関係はおおむね同じようにやっていく、それが学校がよくなる、地域がよくなるというものの基本ではないかなとも考えております。それぞれの学校でちょっと色が違うというところは、まさしくそれぞれの学校の実態なり課題なりというところが反映されている部分かなというところでございますが、例えば堂島小学校では土曜教室というような、以前の学校週5日制授業から発展している公民館との連携などの事業を多角的に現在も行っている学校であったり、農業科に特化して地域との連携がすごく強い地区でもあります。そういう部分でも、それぞれの地域の特性を生かして人選をさせていただいているというところがあります。まだ人数が少ないところなどは、これからどのような連携ができるかというところを考える部分の余地が残っているところかなとも思いますが、どこの学校においてもやっぱり地域をよくしたい、また学校をそこに参加させていただいて、子供たちのため、地域のためにやっていきたいというふうに持っていけるものではないかなと考えておるところです。

教育長

よろしいですか。（「はい」の声あり）

県内の例でいうと、例えばそのコミュニティ・スクールのあり方で随分学校の色が出てくるともあります。だから、五百川小のように、いわゆる周囲にある企業との連携の上でのコミュニティ・スクールという部分もありますし、今、この地元に戻ると、堂島小のように地元に密着した、いわゆる農業科中心のそういった部分のコミュニティ・スクールづくりというふうには、だからその学校によって色はこれからどんどん強くなってくるのかなというのが一つと、あとこの学校運営協議会というこのシステムは、この委員の方々の役割というのがあって、学校のこういう考え方とか、そういうことに対して意見を述べることもできるわけですね。人事に関わっても意見を申し出ることもできるというところまでの権限があるわけで、非常に強い権限が与えられているということもあって、もう一つはそこに含めてですが、そういった地域と保護者と学校が一体感を持って子供たちの成長を支える上では、やっぱり何年かのスパンは必要であろうと。つまり、校長が替わるから方針が全く変わるということはあってはいけないわけですよ。だからそのための運営協議会というのは、いわゆる学校の運営の方針に対してそれを承諾しなければ、その学校は始まらないですよ。そういう権限もありますので、だから校

長が替われれば中身ががらっと変わるということはまずはありません。ただ、色は若干違ってくる部分は出るかもしれませんが、大きな方針等が動くということはあまり考えられない。そういうシステムで、本当に子供の姿を目標とみんなで定めてという、その子供の姿についても、例えば挨拶をしっかりとできる子供にしようという目標であれば、学校も保護者も地域も一体で取り組めるわけですね。声かけもできるし。そういった子供の姿を、目標をこれをみんなでつくって行って、どうかということ運んでいくので、今言ったように校長が替われればとはなかなかいなくなってくるわけだよね、自然。だから、これから、今5校であります、どんどんこれを市内に広めてはいきたい。さらには、今中学校で1校も入っていないんですが、第一中学校あたりはもう今年度1年かけて来年度に開設するというような運びにもなっていますし、もっと、あとコミュニティ・スクールは複数学校でつくっても大丈夫なので、二中学区で1つつくろうかという話も出てはいるんです。だから、第一小学校の前例を参考にしながら、二中学区ですので、一小、松山、上三の3つの小学校と第二中学校で1つで、4校で1つのコミュニティ・スクールをつくというのも可能でありますので、そういうことがこれからどんどん行われていくかなというふうに思いますし、子供がよくなるためのシステムであるので、子供がよくなって何ぼですので、そうやってほしいなとも思っています。

ほかにございますでしょうか。

<なしの声あり>

教育長

それでは、議案第11号に関してはご異議ございませんでしょうか。

<異議なしの声あり>

教育長

それでは、異議なしということでありますので、議案第11号学校運営協議会委員の委嘱については、原案のとおり可決することといたします。

続いて、議案第12号を取り上げます。喜多方市美術館運営協議会委員の解嘱及び委嘱についてということで、事務局より説明をお願いします。

文化課長

議案第12号をご説明いたしますので、11ページをご覧くださいと思います。

喜多方市美術館運営協議会委員の解嘱及び委嘱についてでございます。

喜多方市美術館条例第19条の規定に基づき、下記のとおり喜多方市美術館運営協議会委員を解嘱及び委嘱したいとするものでございます。

内容につきましては、喜多方市校長会からの推薦委員の変更に伴いまして委員を解嘱して、またその残任期間について新たに委員を委嘱するものでございます。

委員の氏名、任期等につきましては記載のとおりでございます。

以上です。

教育長

ただいま説明がありましたが、このことにつきましてご意見、ご質問等あったらお願いいたします。よろしいでしょうか。

＜なしの声あり＞

教育長

では、異議なしということでよろしいでしょうか。

＜異議なしの声あり＞

教育長

それでは、議案第12号については異議がないということでありますので、喜多方市美術館運営協議会委員の解嘱及び委嘱については、原案のとおり可決することといたします。

続きまして、議案第13号を取り上げます。議案第13号喜多方市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則ということで、事務局より説明をお願いいたします。

中央公民館長

私からは議案第13号をご説明申し上げますので、12ページをご覧ください。

議案第13号喜多方市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則についてであります。改正理由といたしましては、館外利用冊数を変更することができる規定を設けるため、及び申請様式について改めるため、この規則を改正したいとするものでございます。

喜多方市立図書館条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条第1項」を「第6条第7項」に改める。

第7条に次のただし書きを加える。

ただし、館長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

様式第2号を次のように改める。

次ページをご覧ください。

様式の改正点といたしましては、様式第2号の次に記載のあります第5条を第6条に改めた点と、生年月日と申請年月日の前の元号を削除した点でございます。

なお、1条中の改正と様式第2号の条の改正は、それぞれ項、条のずれが生じていたことによるものでございます。

附則といたしまして、この規則は公布の日から施行したいとするものでございます。

以上で説明を終わります。

教育長

ただいま説明がありましたが、この内容につきましてご意見、質問等あったらお願いいたします。よろしいですか。

＜なしの声あり＞

教育長

それでは、改めましてご異議ございませんでしょうか。

＜異議なしの声あり＞

教育長

では、異議なしということでありますので、議案第13号喜多方市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決することといたします。

続いて、議案第14号を取り上げます。喜多方市立図書館協議会委員の委嘱についてであります。事務局より説明をお願いいたします。

中央公民館長

私からは議案第14号をご説明申し上げますので、今日お配りいたしました資料をご覧いただきたいと思います。A4サイズ1枚のものです。

議案第14号喜多方市立図書館協議会委員の委嘱についてでございます。

提案理由といたしましては、任期満了となったため、新たに委員を委嘱しようとするものでございます。

喜多方市立図書館条例第6条の規定に基づき、喜多方市立図書館協議会委員を下記のとおり委嘱する。

1でございますが、図書館協議会委員候補者につきましては、記載の9名の方でございます。

2、任期といたしましては、令和2年6月26日から令和4年6月25日まででございます。

以上で説明を終わります。

教育長

ただいまの説明に対しましてご意見、質問等あったらお願いいたします。よろしいでしょうか。

＜なしの声あり＞

教育長

ご異議ございませんか。

＜異議なしの声あり＞

教育長

それでは、異議なしということでありますので、議案第14号喜多方市立図書館協議会の委員の委嘱については原案のとおり可

決することといたします。

以上で審議事項のほうは終わりたいと思います。

続いて、7番のその他に移ります。

最初に、教育長及び各委員からということでもあるんですが、特に委員の皆様方からはどうでしょうか。

荒明委員

荒明です。

前回の会議、5月の会議で、新型コロナの影響によって学校現場が今どのようなになっているのかということをやっと心配になっているのでお聞きしたいと思うんですが、授業日、長期休業期間の変更とか土曜授業、そして学校行事を精選することによって十分な授業時数を確保するというようなお話があって、教育長さんからは学習内容の遅れを全部クリアしなさいということではないんだという、そういう説明がありました。授業時数を確保するためにというようなことでこのようなことも、今日も出てきましたが、先ほどの教育長さんの考えが現場に浸透しているのかなということが一つありますし、それから実際に土曜授業も3週にわたってもう始まっているわけですね。それで、学校の状況としてはどうなっているのか。5月の議事録のほうで、私も意見を述べたと思うんですが、26ページに、実際に休業が終わって学校が始まると新たな課題が出てくるとも考えられるので、それぞれこれから学校の実態とかも把握しながら、できる支援をできるだけやっていく必要があるとか、そういうお願いをしたいというお話をしたと思うんですが、実際に私の地域というのはあまり子供が、小学生がいないので、ちょっとよく見えない。現場の姿が見えないので、ちょっと不安になっているところがあるんです。何か毎日大体6校時があって、そこに土曜もあってと、かなりぎゅうぎゅう。先生方も疲れているんじゃないかなとか、子供たちも学年によって、高学年はそれにちょっと慣れているところもあるかもしれませんが、低学年の子供たちなんか実際はどうなのかとか、あと保健室登校なんかあるんじゃないかなとか。なぜこんなことを強く思うかという、今まで、コロナの前に学期末ごとに生徒指導の観点からいじめとか不登校のアンケートとかありましたよね。それを見ると、調査方法が変わったというようなこともありましたが、数がどんどん上がっていったって、毎年何か改善、よい方向に向かっているとは言えないような状況があって、その辺を心配していたので、このコロナの影響によって授業時数を確保するために何か窮屈な思いをしている中、現場は実際

はどうなのかなということが、私ちょっと今すごく心配しているところなので、そういう今の状況をどのぐらい把握されているのか。把握しているとしたら教えていただきたいなと思います。

学校教育課長

ただいまの荒明委員のご質問にお答えしたいと思いますが、学校再開におきましては教育長、教育部長の指揮の下、学校教育課を中心としてどのような形で再開するのかというところを十分検討して、喜多市としては再開を早めるというところで対応したところでございます。今日の審議の中身にもありましたように土曜授業の実施、さらに夏季休業の短縮ということで1学期の延長を行うことで、教育長が申し上げているように必ずしも勉強の遅れを取り戻すだけという措置ではないとしながらも、国からの通知としては、学習時数をしっかりと確保するということを原則として今後の対応を検討するよという通知もいただいたところなんです。

ただ、その内容についてなんですが、今回、この土曜授業の実施と1学期の延長という部分で学校のほうに再開前に指示を出したのが、しっかりと時数を再計算して授業時数の確保は努めてほしいと。ただし、いろんな行事が実施できないという現状がございました。そういう部分がありますので、勉強だけになってしまうということは避けてほしいということで、教育長のほうから変化と潤いというようなキーワードを出していただいたわけなんですが、勉強漬けになってしまって、子供たちや先生たちが疲弊してしまうような対応はしないよというので学校にはお願いをしたところなんです。ですから、土曜授業の実施に関しましては、例えば国語、算数ばかりやるということではなく、ノーカバンデーを設けたりすること、また図工の時間とか総合の時間とかを意図的に設定することによって、土曜日が負担に感じないような対応をするということもいたしましたし、授業時数の確保については、全ての学校が土曜授業とそれから1学期の延長で十分時数は確保できるということも確認しておりました。さらに、時数が確保できるならば、6時目の設定だったものを5時間目に授業を減らしなさいということもこちらでは申し上げたところで、特に高郷小学校なんかは、そういう意味では大分5時間目になるような時数の削減でもできるよというようなことも校長から報告をもらいましたので、通常の時間割よりも平日の授業などは少なくなっているよというところが現状で、高郷小学校はその

一例でございます。全ての学校がそういう形ではないというところも把握はしていますけれども、学校の勉強の遅れを取り戻すということの対策については、授業の中で勉強時間を補うことであったり、放課後や昼休みと掃除の間に補習時間を設けるなどであったりとか、それで3月分の補習の補う部分と4月、5月の勉強できなかった部分をどのように今回のその措置で確保していくかというところは、学校ごとによって対応は違うわけなんですけれども、そんなにぎゅうぎゅうしなくても十分時数も確保できるということで対応はしていただいているものところとしては認識しているものであります。

そういう意味で、私どももこの措置を行う上で教職員と子供たちの負担が重くなるのではないかなというところは一番心配したところではありますが、今のところ熱中症等のことで気分が悪くなったとか、保健室、救急車で運ばれたという例もありましたけれども、そういうふうな報告はもらっていますけれども、大事には至らないでそのときだけの措置で健康状態が回復しているというお子さんの報告はもらっているところです。

教員の、今まで私ども若いころは土曜授業があったわけなんです、40歳以下の先生方にとっては初めての経験でもあるというところで、そういう部分での対応について、アレルギーとまではいかないかもしれませんが、初めての試みなのでいろんなお考えはあるかなと思いますけれども、現状ではいろんな工夫を学校でしていただいて、負担が軽くなるような形でいうところでのこの1学期を乗り切ろうというところでやっていたというものと考えております。

実際には4月、5月の休業ということで、15日間学校を行わなかったという部分がございます。それを何とかこの措置で取り返したいというところもありますけれども、子供たちの1学期の、この令和2年度の1回しかないこの学期を何とか潤いのあるものになるようにということでお願いをしているところでありまして、この措置をして病気になったとかというところの報告は今のところいただいているというところでございます。

荒明委員

ありがとうございました。

では、学校によっては実態から工夫して柔軟に対応しているところもあるということで、そうやってほしいということで進めているということでよろしいですね。では、ぜひこれからも現場の生の声というか、先生方の声を聞きながら、できる限りのサポー

トをしていていただきたいなと思っておりますので。

この特に7週連続での土曜授業、昔、私も若いころは土曜日は半日あって、その午後は1週間分の週案書いたりとか、何かいろいろありましたけれども、喜多方の場合、特に個人情報ということで、家で仕事できないような状況になっていますよね。そうすると、やっぱり先生方は、何か喜多方の場合は特に、いろんなところを回ってみて、私も喜多方にいたときに、うちに持ち帰ってパソコン使ってできないとなると本当に大変だったんです。でも、働き方改革でまた残るなみたいな、時間的にあんまり学校にはいてはいけないみたいなことを言われて、どこで仕事したらいいんだろうとか、本当はもう少し仕事の内容をもっと精選して、工夫してやっていけばいいんだけど、何をどこから手をつけていいのか分からないようなところで、教員はすごく現場は悩んでいるというような状態だったんです、私のときも。だから今はなおさら、土曜日は半ドンということでしたよね、今、土曜授業。そうすると、教員も多分その後残って仕事していいとは言われないのではないかなと、多分働き方改革関係で。半日だけ職場にいるので、その分夏休みに休みたい形だとすると、それは学校によって対応が違うかもしれないけれども、普通はあんまり残らないでというふうに、そういうのがあるとなおさら先生方は仕事をどこでやったらいいいのかなみたいなところで悩んでいるだろうし、なんていう想像ができるものですから。

あと、子供たちは実際、いじめというのはどうなったか分かりませんが、不登校気味のお子さんだったらちょっと保健室登校になっているんじゃないかとか、実際保健室の声なんかも聞いてみたいとか、そういう、1学期やってみないと分からないんですが、現場の声をできるだけ吸い上げて、そしてそれに対応して、できるだけサポートしていく、そういう方向であってほしいなと思います。

以上です。

学校教育課長

今の荒明委員のご指摘はごもっともだと思って受け止めたいと思います。

土曜日につきましては勤務時間を4時間ということで、教育委員会からも学校にはきちんと守ってくださいと。それは先生たちの健康について配慮したので、残って仕事をするというところは自由だと言ってしまえばそれまでなのかもしれませんが、それはあくまでもしないです。やはり土曜日1日学校にいるとい

うことになれば、週休日が日曜日だけになってしまうというところで、できるだけ1.5日になるように土曜日の勤務は4時間までということをお願いをしているところであります。ですから、平日の勤務のあり方とか授業時数の持ち方ということで、放課後のあり方、デスクワークができるようにということも学校をお願いをしているところでありますので、負担、今働き方改革等も、改めてコロナ対応の、あと通常に少しでも戻っていくためには、そういう部分もしっかり考えていかなくはないと考えておりますので、学校のほうにはそういうところも気をつけるようにということは指示していきたいと思っております。

夏休みの先ほどの対応につきまして追加で報告させていただきますが、土曜日の勤務の4時間分が7回、土曜日は週休日でありながら仕事をするという形になりますので、その部分については夏休みに必ず勤務の割り振りの変更ということで取得するようにということで指示してございます。それは学校によって取得する日時というのは考えていただくことになっておりますけれども、8月1日から8月24日までの夏休みとさせていただきましたが、8月11日から14日までの4日間については、今年度に限りですが、学校の閉庁日にしたいと考えております。ですから、ここはもうしっかりと学校には誰もいないという形にさせていただいて、疲労回復にも使っていただけるようになるように十分な休業日という、学校を開けない日ということで、土日を含めると8月9日から長い期間、9日間連続で学校のほうは開かないという形になる予定になります。そういう部分でもしっかりと休息を取っていただいて、英気を養っていただきたいというところを考えているところであります。

教育長

よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

本当に委員が心配するように、子供たち、そして先生方の負荷というか、その部分については全くなくなるということではないとは思いますが、やっぱり極力軽減したいと。その中でやっていきたいと。特に土曜授業については6月、7月と毎週あるわけなんですけれども、これについても、前もお話ししたと思うんですが、このコロナウイルスの感染というのがいつまた第2波、第3波という形で来るか全く分からない。ひょっとしたら来ないかもしれませんが、来る可能性は強いだろうとは思いますが、そのときにまた学校の臨時休業という形を取らざるを得なくなった場合には、本当にこれもいつまでになるか分かりませんので、

今やれることを極力頑張ってやろうよというのが一つなんです。

あと、先生方というか、最初に子供たちについては先ほど課長からもあったように、土曜だから午前中だけではあるけれども、国語、算数、理科、社会でびっちり埋めるという、そういう授業の取り方ではなくて、ノーかばんデーにして、例えば今日は農業科に関わって外で半日過ごそうよというものもあるだろうし、ほかの何かのあれで、例えば学級での集会とか学年、学校での集会活動等も考えられるだろうし、必ず机にへばりついた授業をやるということはやめてほしいと逆に頼んでいるところで、それなりに学校で工夫されているいろいろな活動をやっているようですが、あと、先生方については先ほどもあったように、本当に今までにはないんですが、特例というわけではないんですが、こういうわけで負荷もいろいろかけてしまうので、8月11日から14日までを閉庁日とすれば、その8日からずっと休めるわけですね。だから、せめてそのくらいは教育委員会としてやらないと、やっぱり先生方にとっても申し訳ないなというのがありまして、その辺を閉庁日という形で設けて、ゆっくり休む時間も設定していきたいと考えているわけです。まだまだ不足の部分もあるかもしれませんが、今のところその子供たちの負担、それから先生方の負担を軽減する方法としては、今言ったような内容で対応しているということになります。

あと、先ほどの荒明委員の質問の中で、ちょっと面白い事例が一つ私のほうに入ってきていて、ある中学校なんですけど、不登校であった子が土曜授業のときに来たと。そういう事例もあるんです。だから面白いなと。だから、毎週土曜日来ているかどうかはその後確認はしていませんが、今までずっと休んでいた子が、土曜授業をやることで何か来たんだよという。それで、子供たちと一緒に仲よくやっていたという、そういうような事例もあったりして、面白いことも起きるんだななんて思っていますが、負担だけでもない部分も、かなりいい部分のプラスの部分もかなりあるのかななんて思っています。

以上ですが、よろしいですか、今の件については。

なお、再確認ですが、先ほど課長からあったように、夏季休業中の閉庁日、これは8月11日から14日までとすることでこれもご了解賜りたいんですが、よろしいでしょうか。

<はいの声あり>

ありがとうございます。

教育長

では、そのほかに委員の皆さんからありましたお願いいたします。

大森委員

エアコンのことでお伺いしたいんですけども、市内の小中学校のエアコンの設置状況というのは、全校にもう設置されていると考えてよろしいのでしょうか。

教育総務課長

全ての小中学校に設置済みでございます。

大森委員

ありがとうございます。

今月の初旬から急激に暑くなって、今、学校教育課長のほうから熱中症、救急車というような言葉もありましたけれども、我々大人でさえも仕事をやっていて厳しいような気温ではある中で、学校のエアコンの使用についてはどういう決裁を得て使用するんですかね。そこをちょっと聞きたいんですけども。

教育総務課長

各小中学校のエアコンの運用につきましては、現場責任者を校長先生とさせていただいております、校長先生の判断で一応運転をしていただくというようなものでございます。

大森委員

分かりました。

要は、熱中症が出ているような状況を考えると、エアコンの稼働について適切にされていないということだとは思うんですよね。要はこんなに暑いのにエアコン使っていない。学校の子供たちはもう暑い暑い。我々は仕事から帰ってきて、エアコンどうだったのと聞くと、全然ついてないというような状況が結構続いているので、せっかくエアコンつけたので、どんどん使うように学校に指示してください。当然換気が必要なので、一回冷えた空気がまた当然温まってしまうわけですよね。当然ロスが多いのは分かるんですけども、こういう状況なので換気もする、だけど換気した後に空気も冷やすということを、やっぱりある程度そこはお金をかけてでもやってあげないと、子供たちは授業にも集中できないし、挙句の果てにぶっ倒れるというようなことで、最悪の事態になる前に、そこは教育委員会のほうから各学校長に、要は熱中症対策をちゃんとやってくださいというその抽象的なことではなくて、具体的にもっとエアコンを積極的に使ってくださいと。涼しい状況で教育をしてくださいというようなことはちょっとお願いしてほしいなと思います。

以上です。

教育総務課長

その点につきましては、各学校に教育委員会のほうで一応連絡はさせていただいたところなんですけれども、なかなかまだ学校長の判断で運転をするかしないか。その辺のことについては、さ

らに教育委員会のほうから改めてまた通知をさせていただきたいと思います。

学校教育課長

学校の熱中症対策につきましては教育委員会から、しっかりと水分補給するようということ、あといろんな運動的なものを行う場合は、始まる前と始まった後でしっかりと健康観察をするようということ指導をしているところでございます。

先ほど私、熱中症でちょっと倒れたお子さんがいたということで、すみません、説明が足りなかったんですが、教室ということではなくて、部活動が始まる際の健康確認がきちんとなっていなかったという瑕疵はあるわけなんですけれども、もともと体調がよくなかったお子さんが部活動をやってしまったというところでの対応だということで、学校としては適切に病院に搬送するというので処置はしたので、その後の健康被害はなかったというところで確認は取れているというところで、説明が足りなかったので大変申し訳ございませんでした。

それにしても、こういう以前よりも増して気温が高くなるという、またその時期が早まっているというところでもありますので、しっかりと熱中症対策については学校のほうに指示を出していきたいと思っております。

教育長

よろしいですか。（「はい」の声あり）

高橋委員

今のと少し関連しますが、熱中症対策はもちろんですけれども、教室の換気についてもすごく注意が必要なので、窓を開けるだけではなくて、もし必要ならば扇風機やサーキュレーターを使って強制的な、そういった効率のいい換気の仕方などもちょっと検証していったほうがいいかと思うんですが、どうでしょうか。

教育総務課長

各小中学校の普通教室、特別教室も含めていわゆる扇風機はもともっておりまして、それをサーキュレーター代わりに使って換気等を行ってくださいということは各学校のほうにはお知らせをしているところでございますので、実際にやっていたいているものはこちらでは考えてございます。

高橋委員

扇風機だけではなくて、2か所に置くことですごく効率よく換気ができるというのを、この間何かで見たことが……（「テレビでやっていました」の声あり）テレビでやっていましたか。何かで見たので、なるほどと思っているんですが、今のお話を聞いて大丈夫かなと思いますが、それを実は学校の教室だけではなくて、公民館で講座なども始まっているので、そういったところにもぜひ置いてほしいなと思います。ちょっと学校とは離れてしま

いますが、積極的に活用していただきたいと思います。

以上です。

教育長

この間テレビでやっていた中身というのは、例えばドアを1か所開けますよね。いわゆる扇風機等も使わないと、かなりの時間をかけないと中の空気が入れ替わらない。ところが、扇風機1か所を例えば外に向けてやって、高さが違う、あのときはサーキュレーターを使ったんですが、低いやつを内側に向けて入れる。そうすると、あっという間に換気が出入口1か所でできるというような、そんな中身だったんですけれども。

換気については、特に学校は3密を防ぐという部分ではやっぱり換気というのはこれは不可欠なものですので、学校には強く呼びかけているところではありますけれども。

あと、公民館なんかの現状はどうなんですか。

中央公民館長

公民館に関しましては、部屋には冷房があるんですけれども、大ホールにつきましてはないところがほとんどなんです。ただ、今は密を避けるために大きなホールでやっていただいているというのが現状なので、ちょっと今、夏は厳しいかなと思いますが、予算も伴いますので、今年度につきましてはちょっと難しいので、各公民館でうまく手配をしていただければと思いますが、今後を踏まえまして、来年度以降につきましてはちょっと考えていきたいなと考えております。

教育長

ありがとうございます。

公民館でもいろいろな課題はあると思うんですが、窓を開けたりすれば随分変わってくるかなと思いますので、換気はやっぱり特に人が集まる場所では考えていかなければいけない。今ではもう当然のこととか、やらねばならないことだと思えますので。

ほかにございますでしょうか。

高橋委員

話は全く変わるのですが、フッ化物洗口についてお尋ねしたいんですが、フッ素の洗浄ですよね。平成30年の4月の定例会でたしかそういったことを皆さんで話し合いをして、9月から始まるということだったかと。その後の記録がちょっと私探せないで分からなかったんですが、今年はこのコロナウイルスの関係で学校がお休みになったりして、フッ素もお休みしていたのかなと思ってお尋ねするんですが、あれから2年たつので、現状と今どんな形でやっているか。それから、もし分かれば効果について。これは急がないので、数か月先で構わないので、このまま続けていけ

るのか、今どんなふうになっているのかというのは、決めっ放しで何も分かっていなかったのも、その辺をお尋ねしたいというのを、これをちょっと……。

教育長

今あったように、今は分かる範囲で構いませんので。もしくは効果等についても顕著なものがあれば、それは後でも大丈夫ですか。では、分かる範囲で。

学校教育課長

フッ化物洗口につきましては、昨年度1年間かけて実施していたところでございます。ただ、コロナの絡みで3月の休業の際は中止した。休業でしたのでできなかったということです。今年度につきましても、学校は4月6日から行いましたが、当面フッ化物洗口は見合わせるという形で進めておりまして、休業措置、また再開と来ていますけれども、現在も行っていないという状況ではあります。

効果につきましてはちょっともう少し時間を頂戴しないとかなかなか数字としては出てこないかなというところでは思っているところです。（「もう一ついいですか」の声あり）

教育長

どうぞ。

高橋委員

あと、教科書についてなんですけれども、教科書に最近QRコードがついていて、それで何かインターネットを通じて学習ができるという教科書を前回も選んだことがあるので、それをどのように使っているのか。学校の授業で使っているか、あるいはそれは個人でやるものなのかというのを、それも今回でなくてもいいんですが、そして、先月もちょっと話しましたがけれども、それが使える状況にある人、ある子供さんと、そうでない方がいるかどうかというのを、それは来月までにぜひ教えていただきたいと思います。

教育長

では、分かる部分だけで。

学校教育課長

教科書につきましては、小学校について今年度から新たな教科書ということで、紙の教科書についてですが、4月から全ての小学校に配備されております。子供たちも持っているという状態です。そこにQRコードがついているということもご存じだと思いますが、その活用につきましては、本年度当初予算で教師用タブレットを配備するということになっております。教師用タブレットでQRコードを読み込んで、その動画情報なり様々な付随する情報等が見られるような形になるということになりますので、そういうふうなタブレット等を活用して授業で効果的に指導効果を高めていただきたいと思いますところでは。

教育長
大森委員

タブレットの入札等が今後という形、予算はございますが、今年度中の配備というのを目指しているところで、配備されましたら確実に学校では活用されるものと思っているところです。

では、ほかにございますでしょうか。

学力の格差についてちょっと質問したいんですけども、もともとの同じ学年で、できる子もいればそうでない子もいると。いわゆる格差というのは存在するんでしょうけれども、今回のコロナの影響でその格差というのは広がったというのが何となく一般的な印象なんですけれども、喜多方市の現状としてはそういうのは感じていらっしゃるんでしょうか。

学校教育課長

子供たちの習熟は教える側に一番問題はあるかなと考えているところでありますが、勉強ができる、できないというところでちょっと差が出てしまうという現状はあることも確かでございます。それについては、そういうふうにならないように、それぞれの担任なり教科担任等が創意工夫して子供たちの理解を高めるというところで動いているところです。

今回のコロナについては休業期間が長かったというところで、プリント等の配付という形で勉強に習熟の差が出ないようにということで各学校で対応するのが、喜多方市が今の現状でできる部分というのはそういうだったものですから、行ってきたわけなんですけれども、子供たちが家庭で過ごす、ステイホームというところでどういうふうな学習をしてきたかというところは、ちょっと差が出てしまっているというところは否めないかなというところです。

学校も再開しましたので、4月6日で入学式と、1学期は開始したとはいえ、4月23日で休業という形になってしまったので、リセットという形で新たに5月18日から学校は行っているわけなんですけど、学校の様子をちょっと校長先生方から聞くと、もう一度最初から今年度をやり直すような感じで今は指導していると。友達関係をつくるところとか学習の約束などをしっかりと身につけさせるなども、できていないというわけではないんでしょうけれども、休業期間が長かったというところもあって、少ししっかりと身につけていない部分もあるというところがあるというのも現状として聞いているところであります。それがどのように格差につながっていくかというところ、勉強、本当は去年もやっていたはずのことを忘れてしまっているとかという個人差もありますので、それぞれに今、個に応じた指導というところを学

校でもやっていたいているところなので、その分も先ほどの授業時数の確保と、また補習等によってしっかりとその学力をつけていきたいというところは各学校で努力しているところでありますので、今回の休業というところで、そういう部分の思ってもみなかった課題が出てきているのも事実ではありますが、しっかりと対応していただくようお願いをしているところであります。ですから、格差のその現状というのは、今のところつかんでいないというのが正直なところであります。

大森委員
教育長

分かりました。大丈夫です。

よろしいですか。（「はい」の声あり）

格差そのものについてはまだ分からないというのが正直なところかなと思います。ただ、一般的な情報からすると、いわゆるタブレット等を使用しているところと使用していないところの差というのがそこに若干はあるのかなとは思いますが、実際差として現れるかどうかは、これは分からない。これからのことですけれども、ただ、前にもお話ししたように、人の学びというのはちょっと半端でないものがありますので、私は信じたいとは思っていますし、そうして人間が生きてきたんだろうとも思いますので、だから機器を使ったから格差がどうか、高度な教育をずっと維持できるかというのも、これもクエスチョンマークでもありますし、機器がないからだめかというそれもクエスチョンマークですので、その辺は難しいんですが、ただやっぱりこれからの先のことを考えれば、いわゆるデジタル教科書なり、あとタブレットなりという部分での整備というのは必要になるなというのは痛感した、そういう時期ではあります。

よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

高橋委員

学力に関連しますが、毎年行っていた学力調査、テストになっていたと思うんですが、あれは今までどおりということでしょうか。

学校教育課長

市で行う総合学力調査については、2学期後半に予定どおり行えると今のところは考えております。

教育長

学力調査も、去年、俗に言う標準学力調査、NRTからベネッセのほうに変えたわけで、非常に大きな刺激が間違いなくあったですね、それぞれの小中学校で。だから、これからは子供たちへの授業の施し方とか言葉のかけ方とかもやっぱり変えなければいけないという部分の意識は随分高まったものと思います。

ただ、それが3学期非常にいい方向に進んでいたのが、やっぱりこのコロナの影響でぶつんと切れた部分があるんですよ。だから、今の校長先生方をお願いしているのは、昨年度というか3学期に見られたそういった各学校のいい動きをこれからでいいから生かしてほしい。そして、先ほどの答えにもあるけれども、今年度、多分実施するであろう第2回目のときに、いわゆる個の伸びが見られる調査なので、だからそういった部分で非常に活用しがいがある調査のはずなので、そういった部分も役立ててほしいというか、分析もさらによくやって、さらに子供のためにということで役立ててほしいということはお願ひしています。

では、ほかにございますでしょうか。

大森委員

修学旅行のことについてお伺いしたいんですけども、通常であればこの時期に修学旅行にもう既に行っているとかということところが2学期になったりということで、喜多方市内の各小中学校では修学旅行というのは、各校の状況というのは、修学旅行をやるのかどうか。あとは、もしやるのであれば、行き先は例年どおりというか、こういう事態なので行き先を変えるのかどうかという、そういう情報というのは教えていただけますか。

学校教育課長

市内の小中学校の、小学校6年生、中学校3年生の修学旅行についてであります。3月の休業措置を行った際に、4月当初に予定しているものなどは2学期以降に延期してほしいということで各校をお願いをしたところで、1学期の実施はしていなくて、小学校、中学校、それぞれ2学期、3学期はなかったかなと思うんですが、2学期に延期している状況でございます。

修学旅行の実施につきましても、5月の緊急事態宣言の解除というところで、現在もいろんなものが新しい生活様式をしながらも、経済状況の取戻しといいますか、そういう部分でいろんなものが可能という形にはなってきました。国のほうからも、修学旅行の実施に向けても感染について十分配慮しながらやることも可能ということでの連絡を受けているところでありますが、どういう地域に行っているのかどうかということもどこで判断すればいいのかというようなところもあったりしたので、もう少し実施の判断については待ってくれということで学校にはお願いをしていたところであります。

ただ、キャンセル料が発生したりということの現実的な問題も出てきますので、実施に向けてというところで、来週、校長会を開催する予定でございますが、その際には注意事項についてしっ

かりと説明をして、修学旅行の方面、行き先とかですとか、実施方法、実施時期とか、情報をしっかりこちらも収集して学校には伝えたいなどは考えているところでありますが、必ず来週はやっていかどうかというところをしっかりと協議しなくてはいけないというところでしたところではあります。大変歯がゆい説明で申し訳ございません。

教育長

よろしいですか。

では、ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

<なしの声あり>

では、その他の（２）事務局からとありますが、事務局から何かありましたらお願いいたします。

教育総務課長

では、私のほうから、喜多方市の新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針ということで、事前に配付させていただいていると思いますけれども、これは前回もお渡ししたところで、前回から変わったのがアンダーラインが引いてある部分でございます。そちらについて簡単に説明させていただきたいと思えます。

まず、２番目の会議・イベント等の対応でございますが、令和２年６月以降、①から⑤まで、この５つを守りながら会議やイベント等を開催してもいいですよとなっております。実際に教育部のほうでも、先ほど行事報告をさせていただいたように、会議のほうにつきましては徐々に再開しているところでございますが、イベントにつきましてはなかなかこの５つの条件を守りながらというのは厳しい状況でございますので、ほぼ中止しているような現状でございます。

（２）の部分でも、喜多方市のほうでやはり一応７月末まで中止または延期というような状況にはなっておりますが、実際のところ、喜多方市の夏の大きなイベントである、７月末に実施している花火大会や、８月中旬、お盆の時期に開催しております夏祭り、太鼓大共演や盆踊り、この辺はもう中止ということで決定させていただいているところでございます。

３番目の教育関係でございますが、（１）の終わりの部分でございます、５月１８日から教育活動を開始しているところでございますけれども、部活動は当面中止ということだったんですが、なお書き部分、なお、部活動は６月１日より段階的に実施することとし、練習試合等についても、感染防止対策を行った上で、６月１３日から実施可能とするということで、部活動についてこういっ

た規定に変更になってございます。

2 ページ以降につきましてはご覧いただきたいと思います。

3 ページが、これは国、県でも示しているような中身でございまして、一応喜多方市でもこういった基準をつくりながらイベント等の開催の目安としているところでございます。

簡単でございますが、以上で説明を終わります。

なお、補足説明ということで、生涯学習課のほうからちょっと説明を。

生涯学習課長

それでは、今ほど喜多方市の方針の説明があったところでありますけれども、生涯学習課所管でのイベントで既に中止になったという部分、口頭でありますがお伝え申し上げたいと思います。

まず、7月5日日曜日のオリンピックデーラン、これは中止といたしました。

それから、7月18日日曜日、少年の主張大会を中止としまして、これについては作文の審査のみ後日行うということとしたところであります。

それから、8月2日日曜日の第13回喜多方シティレガッタ、9月13日日曜日の第14回きたかた駅伝競走大会、それから9月26日土曜日の第7回喜多方こども駅伝大会、これらについては中止としたところであります。

以上です。

文化課長

文化課関連の美術館とイベントについて現状のご報告を申し上げます。

美術館につきましては、現在、屋根の蛇腹部分なんです、一部が落ちてしましまして、緊急の修繕のために休館しております。工事については順調に進んでおりまして、再開のめども立ったところで、再開につきましては7月9日に再開する予定でございます。内容につきましては、4月から6月にかけて実施する予定でした橋本 照展を実施するということにしております。期間につきましては7月9日から8月10日までで、市民の皆様への周知につきましてはホームページ、それから7月1日号の広報、そして7月15日に変更後の美術館の年間スケジュールを全戸配付いたしますので、それでお知らせしていく予定でございます。

イベント関係なんです、少し先になりますけれども、11月7日、8日に予定しております将棋の日でございます。こちらにつきましては全国規模のイベントで、NHKの公開収録も予定しているものでございます。ただ、新型コロナの影響もありまして、

現在、実際に実施できるのかどうなのか、日本将棋連盟等と、関係機関と調整を行っているところでございます。

現状につきましては以上です。

教育長

今、イベント等の中止等のあれもあつたんですが、これにしまして委員の皆様方、何かお聞きしたいこととか、何かありましたらお願いしたいなと思います。よろしいですか。

高橋委員

後援や共催についての協議がなかったのですが、それは今のところないということでしょうか。

教育総務課長

共催、後援につきましても、新型コロナウイルスの関係で市主催のイベントは当然中止で、市主催でない場合につきましても自粛をお願いするという形でやっておりまして、今しばらくはそういった形で進めておりますので、共催、後援についても今のところないという状況でございます。

教育長

よろしいですか。

では、ほかにごございますでしょうか。

教育部長

私からも2点ほど状況をご報告したい点があります。

まず、先ほど話題になりました小中学校のエアコンの関係ですが、近年、暑くなる期間が長いといえますか、早いということもあって、今までだと6月中頃からは運転できるようにいろいろ業者さんのほうにお願いして、発電機をそれまで間に合うようにとかやっていたわけなんですけれども、こういう状況になってきましたので、少しエアコンの稼働期間を延ばしたいということで、今検討しています。具体的には、今までは6月中旬から9月中旬だったものを、6月1日から9月末までというふうにできないかどうかということで、今業者さん等も含めて検討しているところでございます。可能だということであれば、来年度予算のほうの計上もしてまいりたいと考えています。

学校に発電機をつけていますけれども、私も今回というか、去年からで分かったんですが、容量が大きいので、簡単に言うと簡易発電所的な、簡単に言いますとそういう扱いなので、いろんな届出等も必要だという、期間の制限も何かかかるみたいなのところもあるので、少しそういった技術的な部分も検討しながら、少し延ばして期間に余裕を持ちたいなと思っております。それが1点です。

もう1点、今回のコロナの影響を受けて、子供たちのタブレット端末、話題になっていますが、それについても導入に向けて検討しているところであります。この間、タブレットについては6

月議会のほうでも議論があったところでございますが、教育委員会としては、できるだけ国でも言っていますように1人1台の配備という方向で進めたいと考えています。

ただ、何せ台数を入れますと3,300台ほどということになる。あとは、そうしますと経費も物すごい膨大なものになるということもありますので、いかに効率的に入れられるかというのを今検討しているところです。

入れ方としては、3,300台を一気に入れられるのか、あるいは段階的にせざるを得ないというのは変ですけども、段階的にやったほうがいいのかということもありますので、総合的に今検討を進めているところであります。

これが全国的な動きになっていきますので、例えば発注したとしても、エアコンのときもそうだったですけども、生産が間に合わないとか、納期がかなりかかるような情報も得ていますので、すぐ発注したとしても結構納入までは期間がかかるというような情報のようです。

以上、2つご報告を申し上げます。

教育長

今、部長から2点ほど報告がありました。よろしいでしょうか。

<はいの声あり>

教育長

いいですか。

では、あとほかに事務局のほうからは特にないですか。いいですか。

それでは、8番の連絡事項に移りたいと思います。

教育総務課長

それでは、私から、来月7月の教育委員会定例会の日程についてお願いでございます。

当初、7月につきましては9日ということでご案内させていただいたところでございますけれども、来年度の中学校の教科書の採択の関係で、その採択に係る会議が7月15日に開催されることになりましたので、その開催日以降、7月中に教育委員会の議決が必要になってきますことから、9日の開催につきまして日程を延期させていただきまして、7月22日水曜日に変更させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。時間につきましては10時ということで同じでございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

教育長

では、次回の定例会の持ち方ですが、日にちが変更になりましたのでよろしくお願いいたします。

ほかには連絡等ございますでしょうか。よろしいですか。

では、最後に委員の皆様方から何かあったらお願いいたします。よろしいでしょうか。

<なしの声あり>

教育長

いいですか。

それでは、これもちまして本日の6月の教育委員会定例会を閉じたいと思います。

閉会時刻ですが、午前11時30分ということでお願いいたします。

お疲れさまでした。

閉会（午前11時30分）

以上 記録の正確なることを認め、ここに署名する。

教 育 長

教育長職務代理者

二 番 委 員

三 番 委 員

四 番 委 員

教育総務課長補佐